

令和7年第10回（2025年第10回）

八街市農業委員会総会

令和7年10月8日

八街市農業委員会

令和7年第10回（2025年第10回）農業委員会総会

令和7年10月8日午後3時00分 八街市農業委員会総会を
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. 古市正繁 | 5. 久野紀子 | 9. 今関富士子 |
| 2. 山本元一 | 6. 中村勝行 | 10. 貫井正美 |
| 3. 小川正夫 | 7. 深澤一郎 | 11. 岩品要助 |
| 4. 望月浩樹 | 8. 円城寺伸夫 | |

<農地利用最適化推進委員>

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. 清水 隆 | 7. 松下雅弘 | 13. 小倉 正 |
| 2. 内貴光男 | 8. 山本和秀 | 14. 鶴澤良一 |
| 3. 伊藤勇士 | 9. 小山哲章 | 15. 古川儀行 |
| 4. 保谷研一 | 10. 飛田芳文 | 16. 加藤秀雄 |
| 5. 浅羽宏明 | 11. 鈴木弘明 | 17. 井口裕史 |
| 6. 松原 勝 | 12. 今井定男 | 18. 山本 健 |

2. 欠席者 なし

3. 事務局

事務局長 斎藤康博 係長 川崎真弘
主査 小川由佳

4. 議決事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について【一括】

○齋藤事務局長

開会を宣す。（午後3時04分）

○岩品会長

さて、今月の案件は、農地法第3条、4条、5条本体で11件、その他議案1件が提出されております。慎重審議をお願いします。

ただいまの出席農業委員は11名全員ですので、この総会は成立しました。また、農地利用最適化推進委員の出席委員は18名です。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

齋藤事務局長、お願いします。

○齋藤事務局長

会務報告いたします。

9月9日火曜日午後1時30分より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、望月班長、円城寺委員、今関委員で実施いたしました。

9月19日金曜日午後1時30分より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第1班、山本元一班長、中村委員、深澤委員で実施いたしました。

10月1日水曜日午後1時30分より、転用事実確認現地調査及び調査委員会現地調査を実施いたしました。調査委員会調査班第3班、望月班長、円城寺委員、今関委員、副会長で実施いたしました。

10月3日金曜日午後1時30分より、調査委員会面接調査を、調査委員会調査班第3班、望月班長、円城寺委員、今関委員、保谷推進委員で実施いたしました。

以上です。

○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○岩品会長

ご異議がなければこちらから指名します。今月は議席番号7番、深澤委員、8番、円城寺委員にお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、説明願います。

齋藤事務局長、お願いします。

○齋藤事務局長

議案書3ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、地上権、所在、八街字立野地先、地目、畠、面積9, 259平方メートルのうち1, 012. 5平方メートル。権利者事由、借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定し、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由、後継者がおら

ず、農業の継続ができないため。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたが、議案第1号1番は、議案第4号2番に関連しておりますので、議案第4号で担当委員の松下委員、調査報告をお願いします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

川崎係長、お願いします。

○川崎係長

議案書の4ページをご覧ください。議案第2号農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1番と2番、関連しております。

番号1、所在、八街字鶴ヶ里地先、地目、畠現況雜種地、面積215平方メートル。転用目的、当初、貸駐車場（8台）用地。変更後、資材置場及び駐車場（1台）用地。転用事由は、当初、第4条許可取得以前に第5条許可を前提とした土地売買が承継者と交わされていたためというものです。変更後、経営する建設会社の隣接地である当該申請地を資材置場及び駐車場用地として利用したいというものです。農地の区分は農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地に該当します。

番号2、所在、八街字鶴ヶ里地先、地目、畠現況雜種地、面積、96平方メートル。転用目的、当初、貸駐車場（8台）用地。変更後、進入路用地。転用事由は、当初の目的、第4条許可取得以前に、第5条許可を前提とした土地売買が承継者と交わされていたためというものです。変更後の目的、経営する建設会社の隣接地である当該申請地を進入路用地として利用したい。というものです。農地の区分につきましては、1番と同じく、第1種農地に該当します。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたが、議案第2号1番は議案第4号4番に、議案第2号2番は議案第4号5番に関連しておりますので、議案第4号で担当委員の松原委員、調査報告をお願いします。

次に、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

川崎係長、お願いします。

○川崎係長

議案書5ページをご覧ください。議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字屋敷添地先、地目、畠、面積1, 148平方メートル。転用目的、貸

駐車場（20台）用地。転用事由は、近隣からの要望により当該申請地を駐車場として整備し、貸し付けたい。というものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号2、所在、木原字西ノ台地先、地目、畑、面積3, 213平方メートルのうち1. 03平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地、転用事由は引き続き自ら耕作を行い、併せて農地の上部で、自然エネルギーを利用した太陽光発電事業を継続したいというものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当します。

番号3、所在、砂字瀬田入地先、地目、畑、面積8, 521平方メートルのうち0. 41平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積0. 8平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由は、引き続き自ら工作を行い、併せて農地の上部で自然エネルギーを利用した太陽光発電事業を継続したいというものです。農地の区分は、農振農用地区域内にある農地で、第1種農地に該当します。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第3号1番について、清水委員、調査報告をお願いします。

○清水委員

議案第3号1番について、調査報告いたします。

立地基準ですが、申請地は八街駅より北方向へ約700メートルに位置し、409号線からの進入路に接道しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針31ページ、⑤の（b）に該当するため、第2種農地と判断しました。

一般基準ですが、近隣からの要望により、当該申請地1, 148平方メートルを整備し、貸駐車場として貸し付けたいということです。

造成計画としては、現地盤を利用するため、土砂等の搬入はありません。また、土砂等の流出もありません。用水はなし。雨水は自然浸透、汚水雑排水もなし。

このことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないと思われます。

以上、報告終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号2番について、保谷委員、調査報告をお願いします。

○保谷委員

議案第3号2番について、調査報告を申し上げます。まず立地基準についてですが、申請地は、八街市役所より南東に約3キロメートルに位置し、八街市道からの進入路は確保されております。

農地区分としては良好な営農条件を備えた農地ですので、事務指針28ページ、②の⑧に該

当するため、第1種農地と判断しました。また事務指針32ページ、②の⑥による例外と判断しました。

区分は一時転用継続で、自らが耕作を継続しながら、併せて農地の上部で自然エネルギーを利用した太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいという案件です。平成29年11月の許可を継続するものです。

本案件は営農型太陽光発電事業の支柱部分の一時転用であり、農作物は引き続きブルーベリーの生産で営農の実績についても認められます。

現状は圃場管理、除草作業が手薄ではありますが、耕作されながらの事業でありますので、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号3番について、山本健委員、調査報告をお願いします。

○山本健委員

議案第3号3番、農地法第4条の許可申請について。

申請地は市立川上小学校より東に1.8キロメートル地点にあり、市道に面しております。

農地区分として、農振農用地の場合、事務指針31ページ、①の⑨による例外に該当します。

次に一般基準として本案件は営農型太陽光一時転用の継続であり、面積も妥当と思われます。資金は自己資金によって賄っています。

また、周辺農地の営農条件への支障について、隣接所有者にも説明済みであり、雨水についても自然浸透で行っております。また権利者は既に近隣でも事業を行っており、許可後も速やかに行うものと思われます。

これらのことから、立地基準、一般基準、何ら問題ないと思われます。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第3号1番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号2番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号3番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番は許可相当に決定します。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

川崎係長、お願いします。

○川崎係長

議案書6ページをご覧ください。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、朝日字梅里地先、地目、畠、面積264平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由は、現在アパートに居住しているが、家業を継ぐため実家近くの当該申請地に専用住宅を建築し、居住したいというものです。農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地に該当します。

番号2、区分、一時転用、所在、八街字立野地先、地目、畠、面積9,259平方メートルのうち0.65平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定し、賃貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地に該当します。

番号3、区分、売買、所在、大木字北大富向地先、地目、畠、面積1,494平方メートルほか6筆、計7筆の合計面積3,145平方メートル。転用目的、宅地分譲（19区画）用地。転用事由は、宅地分譲（19区画）の造成と販売になります。農地の区分は、用途地域内の第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。また、本案件は、都市計画法及び道路法との調整が必要になりますので、その旨、意見を付すことが妥当と思われます。

番号4番と5番は関連しております。

番号4、区分、売買、所在、八街字鶴ヶ里地先、地目、畠現況雑種地、面積215平方メートル。転用目的、資材置場及び駐車場（1台）用地。転用事由は、経営する建設会社の隣接地である当該申請地を資材置場及び駐車場用地として利用したいというものです。農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地に該当します。

続きまして7ページをご覧ください。

番号5、所在、八街字鶴里地先、地目、畠現況雑種地、面積96平方メートル。転用目的、進入路用地。転用事由は、経営する建設会社の隣接地である当該申請地を進入路用地として利用したいというものです。農地の区分につきましては、4番と同じく第1種農地に該当します。

番号6、区分、売買、用草字天神山地先、地目、畠、面積998平方メートル。転用目的、太陽光発電施設用地。転用事由は、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの普及を図るために、当該申請地に太陽光発電施設を設置したいというものです。農地の区分は、農業公共

投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号7、区分、売買、所在、四木字東四木地先、地目、畠現況遊水池、面積8.7平方メートル。転用目的、貸遊水池用地。転用事由は、自社の所有する工場を他の事業者に貸し付けているが、隣接する当該申請地に遊水池を設置し、併せて貸し付けたいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第4号1番について、清水委員、調査報告をお願いします。

○清水委員

議案第4号1番について調査報告します。

立地基準ですが、申請地は八街駅より南東方向へ約4キロメートルに位置し、公衆用道路に接道しております。

農地区分としては、事務指針28ページ、②のⒶに該当するため、第1種農地と判断。第1種農地の場合、事務指針32ページ、②のⒷの（エ）による例外に該当します。

一般基準ですが、申請地が家業の会社の近隣にあるため他には考えられず、26.4平方メートルを取得し、自己所有の住宅を建築します。

造成計画は、客土は搬入せず、造成・建築します。用水は井戸を掘ります。雨水は、宅地内処理、汚水雑排水は合併浄化槽を経て、U字溝へ排水。隣接地へは、重量ブロックを積み、囲います。

以上の内容から、立地基準、一般基準、何ら問題ないと思われます。

以上、報告終わります。

○岩品会長

次に、議案第4号2番及び議案第1号1番について、松下委員、調査報告をお願いします。

○松下委員

議案第1号1番、及び議案第4号2番について、調査報告を申し上げます。

この案件は関連しておりますので、一括してご報告いたします。

この申請についてですが、8月29日に調査班第2班で現地調査を行い、9月1日に面接調査をいたしました。出席者は古市班長、小川委員、久野委員、岩品会長、貫井副会長、保谷推進委員、山本健推進委員、井口推進委員、松下推進委員。事務局からは川崎副主幹、三好主任主事で行いました。その結果、地域計画区域内での営農型太陽光発電の実施について合意を得ております。

議案第1号1番については農地法第3条による地上権の許可申請で、議案第4号2番については農地法第5条による一時転用の許可申請です。この案件は農地の借受者が耕作を継続しな

がら上部に地上権を設定し、賃貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというもので、令和7年3月の許可を継続するものです。

まず立地基準についてですが、申請地は八街市役所より西へ約2.4キロメートルに位置し、八街市道より進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針28ページ、②の④に該当するため、第1種農地と判断いたしました。第1種農地の場合、事務指針32ページ、②の⑤による例外に該当いたします。

次に一般基準ですが、営農型太陽光発電設備の地上権で、9,259平方メートルのうち1,012.5平方メートル、支柱部分の一時転用で、同じく9,259平方メートルのうち0.65平方メートルであり、面積妥当と思われます。

営農計画は、加工用イチゴ、加工用トマト、ホウレンソウ、里芋、生姜等を栽培しております。出荷先は主に生協、一般販売店などでございます。労働力は常時3名で、障がいの方の手伝いも入れると8名程度です。

周辺農地の営農条件への支障については、隣接者に説明会が開かれており、承諾を得られております。

以上の内容から、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に議案第4号3番について、内貴委員、調査報告をお願いします。

○内貴委員

議案第4号3番、農地法第5条の申請に係る調査結果について報告します。

立地基準ですが、申請地は八街駅より南に約1キロメートルに位置し、進入路は市道により確保されています。

農地区分としては、事務指針30ページ、④の⑤の（ウ）に該当するため、第3種農地と判断しました。

一般基準ですが、権利者は、畠3,145平方メートルを含む4,849.66平方メートルを取得し、宅地分譲（19区画）として販売するもので、面積は妥当と思われます。事業計画は、造成は周囲にブロック積みで土留を施工し、工事を行います。道路はアスファルト舗装し、側溝を敷設します。購入土により埋立てを行います。

用水は公営道水、雨水は貯水槽にて一時貯留し、オーバーフロー一分を側面道路側溝に放流します。汚水雑排水は公共下水道を利用します。

隣接地に農地はなく、これらのことから、立地基準、一般基準ともに、何ら問題ないものと思われます。

以上で報告を終わります。

○岩品会長

次に議案第4号4番及び議案第2号1番、並びに議案第4号5番及び議案第2号2番について、松原委員、調査報告をお願いします。

○松原委員

議案第2号1番、2番と議案第4号4番、5番は関連案件です。

農地法4条の規定による許可後の計画変更承認申請並びに農地法第5条の規定による許可申請について、まとめて調査報告します。

当申請地は、農地法第4条許可取得以前に、第5条許可を前提とした土地売買が承継者と交わされていたため、裁判により和解が成立し、農地法第4条の許可を取り消して、改めて農地法第5条の許可申請手続を行うものです。

申請地は八街市役所より西へ約4.6キロメートルに位置し、八街市道より進入路は確保されています。

農地区分としては、事務指針28ページ、②の⑧に該当するため、第1種農地と判断しました。第1種農地の場合、事務指針32ページ、②の⑨の（エ）による例外に該当します。

申請者は、とび・土工工事業を営んでおり、ダンプをはじめ、鉄パイプ、垂木、砂利等の資材置場として使用したいとのことですが、本件申請地については、平成16年頃より資材置場として利用し、現在に至っています。改めて今回の申請後は、適切な場所に配置替えを考えているとのことです。

申請地は、入口から中ほどまで碎石敷きで、その奥は芝生を敷いてあります。隣地との境界は、北側と西側は既に生垣で区切られており、南側は波板トタンで区切る予定です。

雨水は自然浸透とします。工事は近隣住民に迷惑がかからないように注意を払うとします。

最後に、今回は農地転用申請が事後申請になってしまい、八街市農業委員会及び周辺農業関係者様につきましては改めてお詫びいたしますとのことでした。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に議案第4号6番について、古川委員、調査報告をお願いします。

○古川委員

議案第4号6番、農地法第5条申請に係る調査結果について報告します。

本申請は、再生可能エネルギーの普及を図るため、太陽光発電施設を設置しようとするものですが、まず、立地基準ですが、申請地は八街駅より南西方向に約6キロメートルに位置し、八街市道に通ずる道路に隣接しており、進入路は確保されています。

農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の31ページの⑤の（b）に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に一般基準ですが、申請面積は998平方メートルであります、問題ないものと思われます。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地には、小作人、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に周辺農地への営農条件への支障についてですが、北側に太陽光パネル用地、東西が赤道、

南側に隣接農地があります。

汚水や雑排水は発生しません。雨水の処理については、地下浸透による敷地内処理、外回りには、フェンスを設置することから、隣接する農地への営農条件に支障を来すことはないものと思われます。併せて隣接する農地所有者等についても確認しております。

権利者の状況ですが、県内で同様の事業を行っていることから、許可後は速やかに事業を行うものと判断しました。

なお、境界確定が進んでおらず、義務者から事業者に確認したところ、近日中に実施することでした。

以上のことから、立地条件、一般基準とも本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に議案第4号7番について、今井委員、調査報告をお願いします。

○今井委員

議案第4号7番、農地法第5条申請に係る調査結果について報告いたします。

まず立地基準ですが、申請地は二州小学校の北方約2.5キロメートルに位置しております。申請地は、事務指針31ページ、⑤の(b)に該当する第2種農地であります。

転用目的は、貸遊水池用地ですが、既に遊水池は設置されております。遊水池を設置した経緯については、義務者が平成4年頃、南側に隣接する倉庫の排水を処理する目的で掘削しており、現在は東側に隣接する権利者が所有し、他の法人に貸借している工場倉庫の排水を処理しております。今まで義務者が草刈りなどの管理を行ってまいりましたが、今回、権利者に売買することにしたとのことです。

一般基準ですが、権利者が遊水池用地として87平方メートルを取得して、工場倉庫を使用している法人に賃借する見込みです。

土地の選定理由は、浄化槽処理水を放流するため、工場倉庫に隣接する土地を選定する必要があったとのことであります。造成計画については、素掘りの遊水地が既に設置済みであり、新たな造成は行いませんが、遊水池内は雑草がおい茂っているため、義務者が草刈りを行った後に引き渡すとのことです。資金については、土地代金は既に払い支払いが完了しており、遊水池が設置済みであることから、整地費、建設費等の費用は発生しません。

遊水地ということで、用水・排水はなく、雨水は自然浸透になります。また、周辺には農地はなく、周辺農地の営農条件への影響はございません。

これらのことから、立地条件一般基準とも問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

どうぞ、古市委員。

○古市委員

第4号5番について、ちょっとお伺いいたします。

地目が畠現況雜種地で、面積9.6平方メートル。これは権利者が持分2分の1となっておりますが、残りの2分の1の取扱い、これは地目変更されるときにどう扱いになるんでしょうか。

○川崎係長

残りの2分の1が元々の所有者だった方の土地になりますので、そちらも地目変更は進入路として、変更になります。

ちょうどこの進入路の先に今回の申請地で駐車場及び資材置場で使うところと、その隣の元々の所有者が使う土地、両方にまたがっている進入路になっていまして。それで、双方が使うので2分の1ずつの所有になっているんですね。

○古市委員

そういうことは、当初の計画者と承継者、今回のこの第4号5番の権利者は進入路としてこれからも使用する。現状はもう進入路になってしまっているということですね。

○川崎係長

そうですね、はい。

○古市委員

分かりました。

○川崎係長

その進入路を使って、当初、権利者が使用するように購入してた土地なんですが、そこに元々の所有者が第4条許可を得てしまったと。その第4条を取消して、再度改めて権利者が単独申請で第5条で使いますということになっています。

○古市委員

分かりました。ありがとうございます。

○岩品会長

よろしいですか。

○古市委員

はい。

○岩品会長

ほかにありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第4号1番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は条件付き許可相当に決定します。

次に、議案第4号2番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第4号2番は許可相当に決定します。

なお、この議案に関連します、議案第1号1番については、農地法第5条の一時転用に関連していることから、今後の事務処理について、知事の許可処分に合わせて、農地法第3条の許可処分を行うことに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

ご異議がなければ、今後の事務処理は、知事の許可処分に合わせて、農地法第3条の許可処分を行います。

次に、議案第4号3番を都市計画法及び道路法との調整を条件に許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番は条件付き許可相当に決定します。

次に、議案第4号4番及び議案第2号1番、並びに議案第4号5番及び議案第2号2番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、案第4号4番及び議案第2号1番、並びに議案第4号5番及び議案第2号2番は許可相当に決定します。

次に、議案第4号6番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、6番は許可相当に決定します。

次に、議案第4号7番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、7番は許可相当に決定します。

会議中ではありますが、ここで15分間休憩します。

休憩 午後3時44分

再開 午後4時00分

○岩品会長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第5号、農用地利用集積等促進計画（案）の承認について〔一括〕を議題とします。

事務局、説明願います。

斎藤事務局長、お願ひします。

○斎藤事務局長

議案書8ページをご覧ください。議案第5号、農用地利用集積等促進計画（案）、一括方式の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、令和7年9月25日付けで、八街市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める場合、農業委員会の意見を聞くこととされております。

番号1、所在、八街字藤株地先、地目、畠、面積3, 590平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は認可の公告日から令和17年12月31日まで、新規です。

番号2、所在、東吉田字平井地先、地目、畠、面積2, 479平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は認可の公告日から令和17年12月24日まで、新規です。

番号3、所在、東吉田字平井地先、地目、畠、面積7, 938平方メートルのうち6, 960平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1万140平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和17年12月24日まで、再設定です。

番号4、所在、吉倉字新田地先、地目、畠、面積1, 723平方メートルほか12筆、計13筆の合計面積2万9, 598平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は認可の公告日から令和17年12月31日まで、新規です。

番号5、所在、上砂字中外野地先、地目、畠、面積3, 062平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は認可の公告日から令和13年1月31日まで、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1から5の各案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定する案件を満たしているものと考えます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第5号を承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第5号は承認することに決定します。

以上で本日の議題審議は全て終了しました。事務局にお返しします。

○斎藤事務局長

閉会を宣す。（午後4時03分）

議事錄署名人

議長

7 番

8 番